

《主な不法無線局とその影響》

1 不法市民ラジオ

不法市民ラジオは、26メガヘルツから28メガヘルツまでの周波数を使用する多チャンネル・高出力の無線局であり、免許の不要な市民ラジオの無線局とは全く別のものです。

不法市民ラジオが使用する周波数は、小型漁船の通信などに使用されており、緊急通信や安全航行を妨害するおそれがあります。

また、高出力の不法市民ラジオは、テレビやラジオの受信に障害を与えたり、電子機器を誤動作させたりすることがあります。

不法市民ラジオ送受信機



2 不法パーソナル無線

不法パーソナル無線は、正規に認められた周波数（903メガヘルツから905メガヘルツまで）以外の周波数が発射できるようにパーソナル無線機を改造したものであり、携帯電話や地域防災無線等の重要無線通信に妨害を与えることがあります。

パーソナル無線機



3 不法アマチュア無線

アマチュア無線局を開設・運用するためには、無線局の免許と無線従事者の資格の両方が必要です。これらの資格や無線局免許が無いと不法アマチュア無線となります。

不法アマチュア無線の中には、正規に認められた周波数以外の周波数が発射できるようになっているものもあり、周波数が近接した消防無線や鉄道無線等の重要無線通信に妨害を与えることがあります。

アマチュア無線機



4 不法漁業用無線

商船、漁船、プレジャー船等の船舶が無線設備を搭載する場合は、無線局の免許（船舶局）が必要ですが、不法漁業用無線は、免許を得ずに開設した27メガヘルツ帯等の周波数を使用する不法無線局です。

発射する電波は小電力（1ワット程度）ですが、この周波数帯は遠くまで届く性質があるため、広範囲で正規の漁業用無線に混信妨害を与えることがあります。